今月の窓

フランスの食料全体会議にみる国民的議論の必要性

フランスでは、2017年、農産物の生産、食品流通・加工業者、小売りに関わる団体が集まる「食料全体会議」（États généraux de l'alimentation）が政府により組織された。集められたのは、農業経営者団体（FNSEA）、農業団体（Coop de France、APCA）、食品工業団体（ANIA）、大手小売り・小売業団体（カルフール、システムU、FCD）等の代表者である。さらに、消費者団体や環境団体、食料援助団体、銀行・保険業界など幅広い分野からも参加があり、多くの議論がなされた。議論の目的は、農業者の所得向上、健康的で持続可能で安全な食品（高品質・有機・農業環境・動物福祉等に配慮した食品）の促進、市民の健康の向上など多岐にわたった。

活発な議論を経て同年11月14日に「フランスの食料と農業分野における価値創造とその公平な分配の再生にかかる憲章」が作成され12月21日には行動計画が策定された。筆者はちょうど同時期フランスで調査を行っており、日本の県農業会議所にあたる担当者から、各団体がサインをした憲章のコピーをみせられ「今われわれは国をあげて、農業を守るために、農業者の所得向上に取り組んでいる」との説明を受けた。そして、食料全体会議での議論を踏まえ、18年フランス国会に「安全で持続的な農業と食品分野における取引関係の均衡のための法」が提出され、同年10月に下院議会で採択されたのである。

この法律は非常に幅広い項目を網羅しているが、主な目的は３つ①農業者が人並みのくらしができる公平な農産物価格の実現、②健康、環境、栄養面での農産物の質的向上、③全ての面で健康・安全で持続可能な食料供給促進、である。とくに、公平な農産物価格形成に重点がおかれ、例えば生産コストを反映した価格形成のため、生産者組織の形成、生産者にサプライチェーン関連団体（加工・流通等）を含む連合組織（IPO）の強化、交渉力強化のためIPOによる生産コストベンチマーク等の作成と普及、廉価販売制限（２年間の試行で不当廉売基準の10%引上げや廉価販売の表現規制）などが盛り込まれた。また、健康・安全で持続性に配慮した食品の供給促進（公共機関のケータリングで地元産や有機農産物などの利用を22年に全体の50%へ）やプラスチック食品容器等の使用禁止目標、動物への虐待行為の罰則強化など、食の安全・安心、環境および動物福祉に配慮した項目も入っている。

これらの経緯で非常に興味深いのは、公平な農産物の価格形成について、単に生産サイドだけに努力を求めるのではなく、流通、小売り、消費者も含めた食料の生産・流通・消費に関わる関係者を全て集めたうえで徹底的に議論し、対処を検討したことである。翻って、日本農業にかかる農政の最近の動きをみると、規制改革（推進）会議等での議論も含め、農業者および農業関係団体への要望が前面にでる一方、小売業者や消費者、さらに環境団体など幅広い関係者を巻き込んだ議論は活発でなかったと感じられる。農協系統も含め多様なステークホルダーを巻き込むことで、地域や風土、環境や食の安全といった幅広い視点で我が国の農業・食料問題を考えることができたのではないだろうか。今後の日本の農業・食料問題を考えるうえで、また全国民的な議論を巻き起こすためにも、こうした海外の動きも参考にしつつ、農協系統も多様なステークホルダーとの連携を強める努力をしていく必要があろう。

（（株）農林中金総合研究所 取締役調査第一部長　内田多喜生・うちだ たきお**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/